

令和 8 年度
近畿地方環境パートナーシップオフィス運営等業務
業務実施計画書

令和 8 年 5 月

一般社団法人コミュニケーションデザイン機構

目次

I. 基本方針	3
1. 令和 8 年度の重点方針.....	3
II. 業務実施体制、設備・施設の活用計画	5
1. 人員配置.....	5
2. 設備・施設の活用計画	5
III. 実施業務の計画	6
4. 実施業務(きんき環境館・近畿 ESD センター共通)	6
5. 実施業務(きんき環境館)	10
6. 実施業務(近畿 ESD センター)	13
IV. 業務実施スケジュール	16

I. 基本方針

本計画は、令和 8 年度近畿地方環境パートナーシップオフィス運営等業務仕様書(以下「仕様書」という。)に基づき、近畿環境パートナーシップオフィス及び近畿地方 ESD 活動支援センター(以下「きんき環境館等」という。)の業務実施計画(案)として作成するものである。

きんき環境館等は、環境教育等促進法第 19 条に規定する国の拠点として、環境教育等促進法基本方針及び第 6 次環境基本計画を踏まえ、地域循環共生圏の考え方にに基づき、環境問題に関わる多様な関係者のパートナーシップによる課題解決の取組を促進し、持続可能な社会の構築に寄与することを目的とする。さらに、第 2 期 ESD 国内実施計画を踏まえ、ESD 活動の活性化及び支援体制の充実を図る。

第 6 次環境基本計画が掲げる「ウェルビーイング」の実現に向け、環境政策の重点が意識啓発から社会実装へと移行しつつある中、きんき環境館等は、従来の情報提供やネットワーク形成の役割を継承しつつ、地域の多様な主体が自律的に取組を展開できるよう支える機能を深化させる。草の根の啓発については、市町村単位の間接支援組織等との役割分担により推進し、きんき環境館等は広域的・高度な課題解決への支援(上位中間支援機能)に重点を置きながら業務を展開する。

1. 令和 8 年度の重点方針

仕様書に定める「期待される役割」を踏まえ、令和 8 年度は以下 3 点を重点方針として業務を推進する。

<期待される役割>

- ・地域における(上位・広域の)中間支援機能の発揮及び当該機能の強化に資する地域ネットワーク構築
- ・持続可能な社会の構築に向けた地域活動事業の創出と支援
- ・地域における上記活動の普及・促進に資する環境教育(ESD)の促進
- ・地域への情報の発信と連携による情報収集

重点方針 1: CN・CE・NP の統合的アプローチの実践

地域脱炭素(カーボンニュートラル: CN)、循環経済(サーキュラーエコノミー: CE)、自然再興(ネイチャーポジティブ: NP)の 3 分野を個別に扱うのではなく、統合的なアプローチとして実践に移す。地域関係者との対話の機会を創出し、具体的な案件づくり・現場づくりを行う。

脱炭素先行地域・重点対策加速化事業や自然共生サイトなど、全国的な施策と関連する助成金や認定申請等の仕組みを把握し、これを利用できる近畿地方の取組を発掘して、優良・先進事例の創出を促進する。また、自治体や企業等に対しては、CN・CE・NP に加え、環境調査研究、環境教育、環境管理など、多面的な関係を持てるよう働きかける。対話の場から生まれる取組の種が、地域における具体的な事業や実践へと発展していくよう、継続的に伴走する視点を持って業務を進める。

(主に関連する業務: 4(4)照会・相談、4(9)アドバイザー派遣、5(1)対話の場づくり、5(2)自然共生サイト意見交換会、5(3)地域循環共生圏づくり支援、)

重点方針 2: 地域ネットワークの構築と面的拡大

環境に関する様々な課題を統合的に取り扱う観点から、環境政策間の統合のみならず、環境政策と他の政策分野との統合を念頭に置き、幅広い主体との関係を構築する。NPO・NGO、教育機関、行政、企業、金融機関等の各関係者の協働パートナーシップによる取組を促進し、各市町村に存在するローカルな中間支援組織や地域拠点の機能を強化・ネットワーク化等を支援することができる上位中間支援機能を発揮する。

また、地域内にとどまらず、府県域や流域等のような広域の協力といった面的拡大の機会創出を図りながら近畿内のそれぞれ異なる地域特性(多様性)を活かした連携を意識する。国の施策を地域の実情に即した形に翻訳し、関係主体間の合意形成と役割分担を支えることを通じて、地域特性を踏まえた協働の在り方を構築していく。

(主に関連する業務:4(6)人的ネットワーク管理、5(1)対話の場づくり、5(2)自然共生サイト意見交換会、5(3)工担い手調査、6(2)ESD ネットワーク構築)

重点方針 3:きんき環境館等としての知見・ネットワークの蓄積

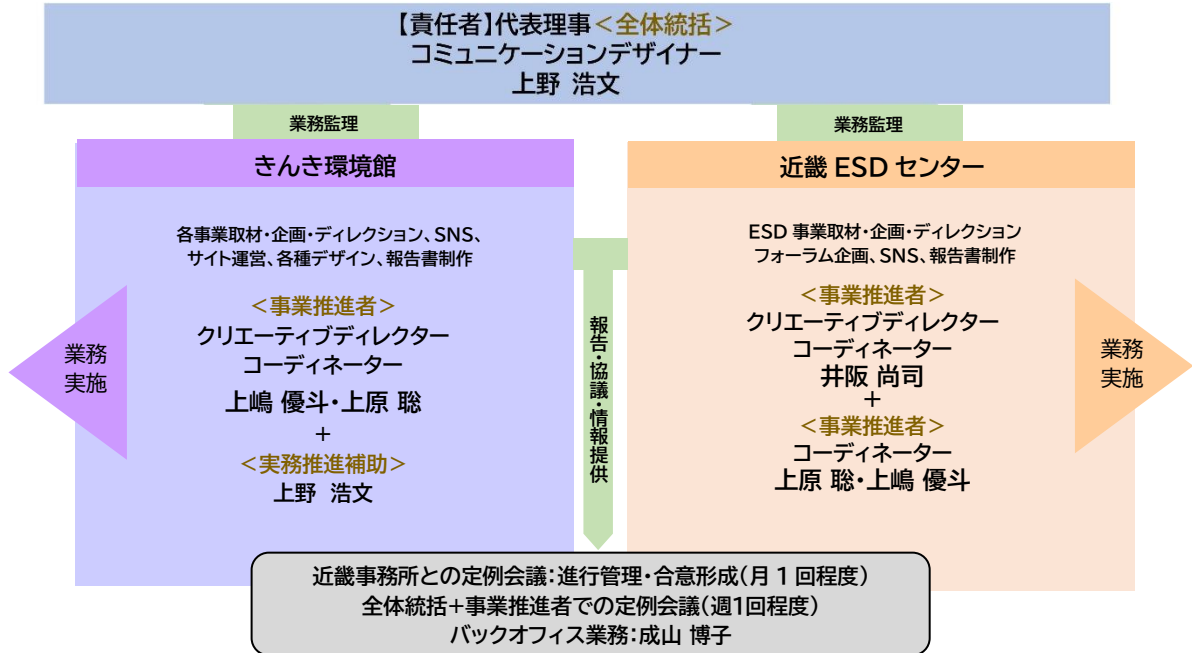
本業務を通じて獲得する多様な主体とのネットワークや中間支援機能のノウハウ等については、請負者ではなくきんき環境館等として蓄積する。この原則に基づき、相談カルテのデータベース化、人的ネットワークの体系的な管理など、組織的な情報基盤の整備を行う。また、必要に応じて過去に協働取組を支援した地域や団体、個人に対するフォローアップを実施し、知見の収集・ネットワークの継続を図る。これら取組を通じて、蓄積された知見やネットワークの活用・発展など継続性を見据えた業務運営を行う。

(主に関連する業務:4(4)照会・相談、4(5)情報収集・整理・蓄積、4(6)人的ネットワーク管理、4(10)施設の維持管理)

II. 業務実施体制、設備・施設の活用計画

1. 人員配置

近畿環境パートナーシップオフィス(以下「きんき環境館」という)並びに近畿地方 ESD 活動支援センター(以下「近畿 ESD センター」という)の業務を円滑に遂行するため、以下の体制で業務を実施する。



2. 設備・施設の活用計画

業務実施場所は大阪府大阪市中心区大手前 1-7-31 OMM5 階 H2 室とする。

近畿地方環境事務所(以下、「近畿事務所」という。)から無償貸与される備品(カウンター収納、木製図書棚、会議テーブル、ホワイトボード等)を活用するとともに、業務に必要なパソコン、複合機、各種事務用品等は請負団体が用意する。

施設については、民間団体・地方自治体をはじめとする多様な主体等による環境保全活動等に関する情報交換や連携・協働などに向けた情報提供・助言の場として整備し、他団体発行の機関誌等の配布、関連図書の配架・閲覧スペースの確保等を行う。

オフィスの開館日(月曜日～金曜日)の開館時間(10:00～18:00)にはオフィスを不在にしないこととし、外部からの連絡・相談対応などに対応できる措置を講じる。

III. 実施業務の計画

4. 実施業務(きんき環境館・近畿 ESD センター共通)

4(1) 業務実施計画の作成

担当官と協議の上、4・5・6 の各項目を柱として、項目ごとに達成目標を明確にした業務実施計画(案)を作成する。業務実施スケジュール、業務実施体制、人員配置及び設備・施設の活用計画を記載し、それぞれの業務を有機的につなげることを意識するとともに、きんき環境館等に蓄積された知見やネットワークを活用・発展できる計画とする。運営委員会において検討し、令和 8 年 5 月末までに決定する。

達成目標	令和8年5月末までに運営委員会の承認を得た業務実施計画を確定する。
------	-----------------------------------

実施概要	仕様書に基づき、業務提案書の内容を踏まえて業務実施計画を作成する。計画は、(2)の第1回運営委員会に諮り、審議を経て、5月末までに決定する。
------	--

4(2) 運営委員会の設置・開催

きんき環境館等の円滑かつ効果的な業務運営を図るため、近畿の学識経験者、行政、教育関係者、企業、非営利団体等の多様なステークホルダーの計 7 名程度から構成される「きんき環境館・近畿 ESD センター運営委員会」(以下、「運営委員会」という。)を設置・開催し、業務の実施方針等について協議する。

運営委員会は、年 3 回、大阪市内にて、1 回当たり 2 時間程度、対面とオンラインを併用したハイブリッド形式(会場定員 15 名程度)で開催する。

達成目標	年3回の運営委員会を開催し、多様なステークホルダーの視点から業務の実施方針・進捗・成果について多角的な助言を得る。
------	---

実施概要	<p>年3回の運営委員会を以下のとおり開催する。</p> <p>第1回(5月):業務実施計画(案)の確認 第2回(9月):実施状況の確認及び下半期取組への助言 第3回(2月):実施結果の報告及び次年度取組への助言</p> <p>開催にあたっては、委員委嘱手続、連絡調整、旅費・謝金支給、日程調整、会場確保・設営、資機材準備・操作(マイク、スクリーン等)、資料作成・印刷・事前送付、議事進行、会議録作成等を実施する。</p>
------	---

4(3) 近畿事務所との連絡・調整

業務の実施に当たり、近畿事務所との円滑な協働運営を確保するため、密接な情報共有及び意見交換を図る。担当官との定期的な打合せを月 1 回程度実施する(1 回当たり 2 時間程度、原則として近畿事務所内で対面(適宜ハイブリッド形式)で実施)。また、業務開始当初月においては、業務実施計画(案)のすり合わせや各業務の具体化のための打合せを別途実施する(1 回、近畿事務所内、2 時間程度、対面)。

達成目標	月次打合せ等を通じた密接な情報共有及び方向性の協議を行い、近畿事務所との円滑な協働運営を確保する。
------	---

実施概要	近畿事務所が別途定める様式に業務実施状況を取りまとめ、事前に担当官へ提出する。打合せでは当該資料に基づき、事業進捗、出席した会議、収集した情報の共有及び方向性の協議等を行う。担当官から得た意見は以降の企画や運営に反映する。
------	---

4(4) 照会及び相談への対応

環境教育等促進法第19条第1項に基づく国の拠点として、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に関する各種情報照会及び相談に対し、きんき環境館と近畿ESDセンターの各相談窓口が相互に連携し、適切に対応する。また、相談を起点としてきんき環境館等が有するネットワークを活用し、課題解決に向けた一体的な支援を行う。

達成目標	きんき環境館等が有するネットワークを活用し、相談者のニーズに迅速かつ適切に対応するとともに、相談者の主体的・自律的な取組の促進及び他のステークホルダーとの交流・連携に資する支援を行う。
------	--

実施概要	相談内容に応じて、きんき環境館等が有するネットワークを活用し、関係主体との連携を図りながら対応する。必要に応じて相談者へのヒアリングを行う。その際、地域循環共生圏の考え方を踏まえ、地域課題の解決につながる支援を行う。照会及び相談の内容や対応状況については「相談カルテ」にとりまとめ、簡潔かつ分かりやすく整理した上でデータベース化する。「相談カルテ」の様式は担当官と協議の上作成する。
------	---

4(5) 情報の収集・整理・蓄積

本業務を通じて得る情報のほか、関連する会合への出席や団体等への訪問、インターネットの活用等を通じて、環境保全活動等に関する情報を積極的に収集するとともに、整理して蓄積する。

達成目標	近畿地方の環境保全活動等に関する情報を収集し、体系的に整理しつつ、きんき環境館等の業務全体及びそのネットワークの取組を支える情報として更新・蓄積する。
------	---

実施概要	<p>収集対象は以下の4分野とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動等に関する情報(取組やイベント等) ・環境保全活動等に役立つ支援ツール等に関する情報(助成金に関する情報を含む) ・取組主体が抱える課題や必要とする支援に関する情報 ・行政機関の環境施策その他の関連情報 <p>整理及び蓄積の手法については、効果的な情報活用につながるよう担当官と協議しながら決定する。</p>
------	---

4(6) 人的ネットワークの管理

業務を通じて地域における環境保全活動等の実施者とのネットワークの維持・発展に努める。獲得・構築する人的ネットワークについて、環境省と共有するとともに、相談業務等に活用できるようデータベース化する。

達成目標	きんき環境館等が培ってきた人的ネットワークを体系的に管理・更新し、相談業務や連携促進に活用できる状態を維持・発展させる。
------	--

実施概要	データベースには、氏名、所属、連絡先、専門分野、きんき環境館等との関与の履歴等を整理して記載する。データベース化の手法は、担当官と協議の上決定する。これまでの運営を通じて蓄積してきたネットワークを引き継ぐとともに、新たなネットワークの追加及び更新を行う。また、必要に応じて、過去に協働取組を支援した地域や団体、個人へのフォローアップを行い、継続的な関係の維持を図る。
------	---

4(7) 全国組織との連携

地方 EPO の総合調整役を担う地球環境パートナーシッププラザ(以下「GEOC」という。)及び EPO ネットワークと連携する。また、全国 ESD 活動支援センター(以下「全国センター」という。)及び各地方 ESD 活動支援センターと連携する。EPO ネットワーク及び ESD 推進ネットワークの会合等に出席し、情報交換等を行うとともに、必要な資料の作成を行う。

達成目標	全国的な連携体制の下、近畿地方における実践知や現場の課題を GEOC 及び全国センターと共有し、EPO ネットワーク及び ESD 推進ネットワーク全体の取組の推進に寄与する。
------	---

実施概要	<p>主な出席会合は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国 EPO 連絡会(3回:都内2回、地方1回、各2日間、ハイブリッド) ・協働取組の効果分析検討会議(1回、都内、半日、ハイブリッド) ・EPO ネットワーク勉強会(1回、都内、半日、ハイブリッド) ・ESD 活動支援センター連絡会(2回、都内、半日、対面) ・全国協力団体意見交換会(2回、半日、オンライン) ・全国センター企画運営委員会(2回、2時間程度、オンライン)。
------	--

4(8) 情報発信(Web サイト、メルマガ、SNS、イベントへの参加等)

きんき環境館等の Web サイトやメールマガジン、SNS 等を活用し、きんき環境館等の紹介、本業務で実施した取組やイベント及びその成果、収集した情報を積極的に発信する。また、近畿事務所から依頼を受けて環境省関連の情報等についても効果的に発信する。

達成目標	多様なチャネルを通じて、環境省事業及びその関連情報並びに本業務における取組等に関する一次情報を適時適切に発信する。あわせて、情報の受発信を通じて、きんき環境館等と地域内の多様な主体及びネットワークとの関係性づくりを推進する。
------	--

実施概要	<p>ア Web サイト:きんき環境館 Web サイト(nuweb CMS)及び近畿 ESD センター Web サイトの維持管理を行い、それぞれ月2回以上、本事業に関連する情報発信を行う。</p> <p>イ メールマガジン:きんき環境館メールマガジンを月2回程度配信する。環境省関連情報や地域で環境活動を行う団体等の情報を取り扱い、受信者にとって分かりやすい構成及び適切な文量での発信に努める。</p> <p>ウ SNS:Facebook・YouTube等を活用し、きんき環境館等の事業の前後に情報発信を行い、参加・参画の促進を図る。また、必要に応じて事業の様子や成果をショート動画で配信する。</p> <p>エ イベントへの参加:水都おおさか森林の市(10月頃、大阪市内)にブースを出展するほか、関連イベント等に参加する。</p> <p>オ 必要に応じて令和6年度に作成されたきんき環境館等のリーフレットを活用する。</p>
------	---

4(9) アドバイザー派遣制度の設置・運用

民間団体等の環境保全活動等を効果的に促進することを目的として、研修・助言・コンサルティングを希望する団体にアドバイザーを派遣する制度を設置・運用する。有識者8名程度を委嘱し、1 団体当たり上限 2 回、1 回当たり 2 時間程度、計 10 回程度の派遣を想定する。派遣されたアドバイザーの旅費及び謝金は規定に基づき支給する。

達成目標	利用希望団体の現状と課題を把握し、ニーズに応じて適切なアドバイザーを選定・派遣するとともに、団体の課題解決に資する支援を行う。
------	---

実施概要	制度の要綱等の作成及びアドバイザーの選定は、担当官と協議の上決定する。派遣に当たっては、ヒアリングにより利用希望団体の活動状況、課題及び目標を把握し、これに応じてアドバイザーを選定する。また、派遣後は必要に応じてフォローアップを行い、助言内容の活用状況の把握に努める。
------	--

4(10) 施設の維持管理

近畿事務所が確保するきんき環境館等のオフィスについて、防火・防災管理や解錠・施錠管理、来訪者が快適に利用するための清掃等、設備を維持・管理するために必要な業務を行う。また、民間団体等による環境保全活動等に関する情報交換や交流を図る機会を増やすため、他団体発行の機関誌等の配布、関連図書の配架・閲覧スペースの確保等を行う。

達成目標	来訪者が利用しやすいオフィス環境を維持するとともに、脱炭素・循環経済・自然再興(CN・CE・NP)に関する情報交流の場としての機能を充実させ、環境保全活動等に関する情報交換・交流の促進に資する環境を整備する。
------	--

実施概要	OMMビル管理者との調整(書類の提出等)が必要な場合は、担当官の指示を受けて対応する。適時、清掃及び整備を実施し、来訪者が快適に利用できる環境を維持する。配架・閲覧スペースについては、CN・CE・NPの各分野に関連する図書、資料及び機関誌を収集・整理し、適切に配架する。あわせて、他団体が発行する機関誌等についても収集・配架し、情報交換及び交流の場としての機能の充実を図る。
------	---

5. 実施業務(きんき環境館)

5(1) 地域における環境の協働取組及び対話の場づくり

地域における環境保全活動等を促進するため、地域の多様な主体によるネットワーク構築の手法並びにパートナーシップ形成の実態及び課題等について調査・分析を行う。調査対象となる対話の場づくり等は、公募及び審査を経て選定する調査協力団体(6件)が実施するものとし、その過程及び結果から得られる知見を収集・整理・分析するとともに調査業務の一部を再委任等する。テーマは CN・CE・NP・地域循環共生圏づくり・自然共生サイト・ESD 等、環境省施策に資する内容とする。

達成目標

対話の場づくり等を通じて、各調査協力団体における関係主体の広がり・意思決定の自律性・停滞要因への対応といったプロセスと変容を記録・分析し、近畿地域における協働取組とパートナーシップ形成の実践知として体系化する。得られた知見はきんき環境館の事業で活用できる形で取りまとめる。

実施概要

ア 公募(5月頃・1回): 公募要領・応募資料・審査手順書及び採点表を作成し、インターネットや関係機関を通じて広く周知する。周知に当たっては、きんき環境館が培ってきたネットワークを活用し、取組の実態を持つ団体からの応募を積極的に促す。

イ 審査(7月頃): 書面審査を経た応募者を対象に、当事業の選考委員による本審査(審査会1回、大阪市内、半日、会場定員15名程度、ハイブリッド形式)を実施する。審査会構成員は10名程度(近畿事務所2名、運営委員7名、GEOC1名)。採点表は、取組の実現可能性とともに、対話の場づくりを通じたネットワーク形成の可能性を重視した評価基準を設ける。資料作成・印刷を行う。

ウ 再委任: 選定した6件の調査協力団体と契約を締結し、1団体当たり上限150万円(税込)の外注費を支払う。打合せ3回(開始時・途中・終了時、各2時間程度)を実施するほか、活動記録シートを活用して各団体の活動状況・関係性の変化・課題を継続的に把握しながら、対話の場づくりのプロセスが円滑に進むよう適宜伴走支援を行う。

エ 分析: 各団体の成果物及び活動プロセスの記録を基に横断的分析を行う。分析に当たっては、各団体における関係主体の変容・ネットワークの広がり・停滞要因への対応といった観点を軸に検証し、近畿地域における協働取組の実践知として取りまとめる。その際、各団体の個別事例を超えた共通パターンや示唆を抽出し、他地域への展開可能性についても検討した上で、GEOCとの情報共有を通じて全国的な知見の深化に貢献する。

5(2) 環境の協働取組に係る地方ネットワーク拡張のための場づくり

30by30の実現に向けた「自然共生サイト」への理解・活動促進とパートナーシップの促進を目的として、身近な自然資本を活用した地域づくりに繋がる活動をしている団体等を集め、大阪市内で意見交換会を開催する。年1回、2時間程度、現地参加想定人数20名程度、講師2名程度(近畿圏内)、ハイブリッド形式での会合とする。

達成目標

身近な自然資本を活用した地域づくりに関する情報交換を通じ、「自然共生サイト」に係る関係者のネットワーク形成及び連携促進に資する。あわせて意見交換の内容が参加者の今後の取組の検討に資するよう、場の設計及び事後のフォローアップを行う。

実施概要

自然共生サイト認定を目指す団体、認定団体、伴走支援団体、地方自治体等を対象とした意見交換会を開催する。

開催にあたっては、関係者との連絡調整、旅費・謝金支給、日程調整、企画立案、会場確保・設営、資機材準備・操作、オンライン併用の手配、チラシ作成、情報発信、資料作成・印刷、出席者の取りまとめ及び当日運営等を行う。

5(3) 地域循環共生圏の創造に資するための推進業務(地域循環共生圏づくり支援体制構築事業)

近畿事務所と共に「地方事務局」として、本事業の一環として以下の業務を実施する。地方事務局は、参加団体に対する支援のほか、地域循環共生圏づくりに必要な中間支援機能や、支援を行う上での課題及び成功要因等を整理し、全国事務局へ共有する。

<近畿管内の参加団体> ※令和 6 年度から継続

活動団体名	主な活動地域(活動団体)	中間支援主体名	主な活動地域(中間支援主体)
ともすラボ	滋賀県湖北地域	エネシフ湖北	滋賀県湖北地域
一般社団法人 Design Kyoto	京都市「京都駅部梅小路・丹波口地域」	梅小路クリエイティブプラットフォームフォーム	京都府京都市下京区梅小路・丹波口地域
奈良コクリ！実行委員会	奈良県奈良市	一般社団法人TOMOSU	奈良県奈良市

ア 参加団体に対する伴走支援業務

中間支援主体が活動団体に対して行う月 1 回以上の中間支援に向けて、中間支援主体が検討する見立てと打ち手に対して助言を行う。助言に当たっては、地域循環共生圏づくりの考え方に基づく中間支援機能(「チェンジ・エージェント機能」など)について、実践を通じて理解・習得できるよう努める。四半期に 1 度程度、地方事務局による中間支援主体に対する支援内容や、支援する中での課題・成功要因を、報告様式(以下、「フォローシート」という。)に記入し全国事務局へ報告する。必要に応じて専門委員に同席及びアドバイスを求める(1 団体年 3 回程度、計 9 回、オンライン)。

達成目標

中間支援主体が地域循環共生圏づくりの考え方に基づく中間支援機能について理解を深め、活動団体への支援に活用できるよう、きんき環境館が上位中間支援として伴走支援を行う。

イ 中間共有会の開催

参加団体同士のネットワーク構築や学び合いに加え、関係者が活動状況を把握するため、中間共有会を開催する(1 回、1 日程度、近畿管内、令和 8 年 9~11 月頃、会場定員 30 名程度)。発表様式は GEOC 雛形を参考とし、開催日時・内容は近畿事務所を通じ環境省地域政策課と事前調整する。資料作成・印刷。

達成目標

参加団体同士が活動状況を共有し、相互の学び合いを通じて今後の取組の検討に資する場を設計・運営する。

ウ GEOC が主催する会議等への参加

キックオフミーティング(4 月、オンライン)、成果共有会(令和 9 年 2 月頃、都内対面、2 日程度)、作業部会(対面 2 回程度、都内、各 3 時間程度)、事業検討会議(オンライン 3 回程度、各 3 時間程度)、有識者会議(2 回程度、ハイブリッド)に出席する。会議に際しては、参加団体の資料作成等を支援するとともに、当日の意見交換を補佐する。

工 地域循環共生圏づくりの担い手や中間支援の担い手に関する調査

きんき環境館等のパートナーとなり得る中間支援団体を発掘し、令和 9 年度共生圏づくり支援体制構築事業への応募団体の掘り起こしを行う。中間支援の実績や地理的バランスを考慮し、これまで EPO と関わりがなかった団体も含めて机上調査で把握し、うち 3 件程度ヒアリング(2 時間程度、謝金支給、対面又はオンライン)を行う。調査に当たっては、専門委員との打合せ(1 人当たり 2 時間程度、旅費・謝金支給)を実施する。

達成目標

きんき環境館等との接点が少ない団体を含め、中間支援機能の発揮に資する可能性を有する団体を把握し、今後の連携及び支援対象の検討に活用する。

オ 専門委員による審査会の開催

地域循環共生圏創造の推進に向けた専門的助言を得るため、専門委員(有識者 4 名、うち 1 名は GEOC 有識者会議委員から選定)を選定・委嘱する。翌年度の参加団体の採択審査を行う審査会を開催する(1 回、令和 9 年 3 月頃、大阪市内、半日、会場定員 15 名程度、対面又はオンライン)。応募団体が口頭で申請内容に関する説明を行う機会を設ける。資料作成・印刷(A4 判、モノクロ、両面 60 頁程度、10 部程度)。

達成目標

専門的知見及び地域実情を踏まえた審査を通じて翌年度の参加団体を選定するとともに、審査過程で得られた知見をきんき環境館等の中間支援機能の向上に活用する。

6. 実施業務(近畿 ESD センター)

6(1) 高校における気候変動教育プログラムの実施

環境省が掲げる「令和 11 年度までにユネスコスクールの全ての高校において気候変動教育を行っていること」という目標の達成に向け、令和9年度から 11 年度の間に、近畿地方においては、20 校程度の高校で気候変動教育が実施されることを目指している。

令和 8 年度に全国センターが主導する「高校における気候変動教育プログラム」の実証事業の実施状況等について情報を得るとともに、令和 9 年度以降の近畿地方での実施に向けた準備を行う。

達成目標	全国センターの実証事業を踏まえつつ、近畿地域の産業・文化・社会課題を教育資源として活かした気候変動教育の実施モデルを検討し、令和9～11年度に近畿地方において20校程度の高校で気候変動教育が実施される体制の基盤を構築する。
------	---

実施概要	<ul style="list-style-type: none"> ・全国センターが開催する会合に参加し実証事業の状況を把握する(5回程度、各2時間程度、オンライン)。 ・対象となる高校や有識者等にヒアリングを行い、教育方針との親和性・探究学習の現状・実装可能性・中間支援への期待等の観点からニーズを把握する(5回程度、各1時間程度)。 ・気候変動をテーマに環境教育を行う企業にもヒアリングを行い、活動内容とともに教育への参画可能性や企業側の意義を把握する(3回程度、各1時間程度)。 ・高校のニーズと企業の活動内容を踏まえて気候変動教育プログラムの内容(授業内容、企業の活動内容、対応者等を示した資料)を作成し、3校程度に具体的な提案を行い、実施可能性を確認する。 ・その結果を基に、令和11年度までの各年度における実施計画(工程表)を担当官の指示を受けつつ策定するとともに、環境省及び全国センターへ適宜情報共有する。
------	--

6(2) ESD 活動に関するネットワーク構築

地域の ESD 活動実践者等が活動を効果的・効率的に行えるよう、ESD に関する情報提供や活動情報の相互共有などの支援を行い、地域の ESD を推進するため以下の業務を実施する。

ア ESD 推進ネットワーク全国フォーラムにおける活動報告

全国フォーラムに参加し、活動結果を報告する(1 回、都内、1 日程度、対面)。報告方法や様式等は全国センターの指示に従う。全国各地における ESD 活動の情報収集や ESD 活動に取り組む主体とのネットワーク構築に努める。

達成目標	近畿ESDセンターの活動成果を全国に共有するとともに、全国のESD活動に関する情報収集及びネットワークの構築を行う。
------	--

イ ESD 推進ネットワーク地域フォーラムの開催

全国フォーラムの地域版として、地域における多様なステークホルダーが一堂に集い、地域ネットワークの形成を構築する機会として ESD 推進ネットワーク地域フォーラムを開催する(1回、近畿管内、半日、会場定員 60 名、ハイブリッド形式)。地域 ESD 拠点や ESD 実践者等を交えて、近畿地方における ESD 活動の推進について意見交換を行い、課題やニーズ等を把握する。オンライン参加者のネットワーク形成に繋がる交流の機会を確保する。

達成目標	多様なステークホルダーが参加する場を設け、相互の理解促進及び情報共有を図るとともに、近畿地方におけるESD活動推進に向けた連携の促進に資する。
------	---

実施概要	登壇者等との連絡調整、旅費及び謝金の支給、日程調整、企画立案、会場確保・設営、資機材の準備・操作、オンライン併用の手配、広報(チラシ作成等)、資料作成・印刷、出席者取りまとめ、当日運営及びアーカイブ動画配信等を行う。企画立案に当たっては、学校、地域の拠点及び自治体環境部局のそれぞれの立場や課題認識を踏まえ、参加者間の意見交換が円滑に行われるよう配慮する。
------	--

ウ 地域 ESD 拠点等の ESD 活動の支援

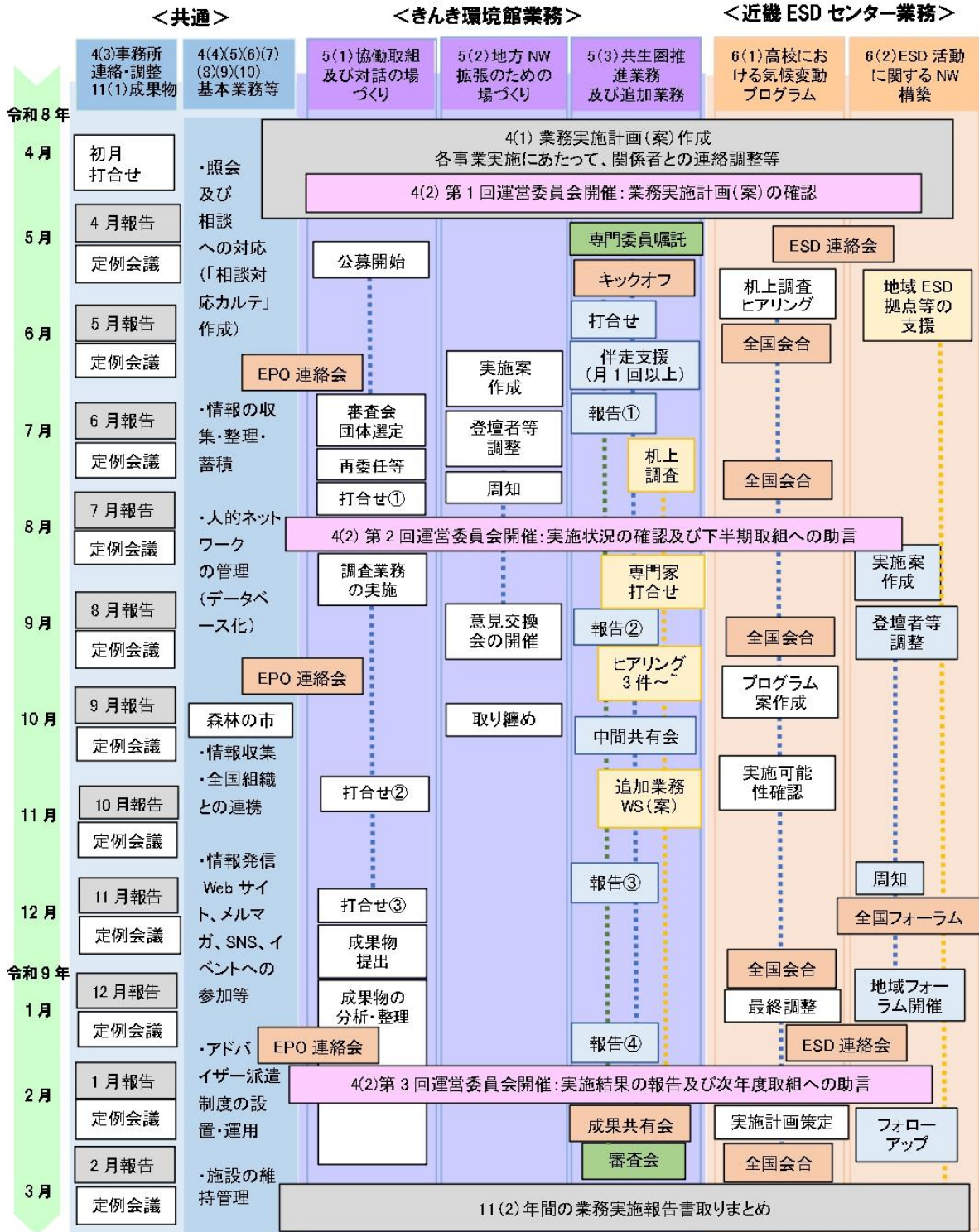
現場の ESD を支援・推進する役割を担う地域 ESD 拠点等との間で、情報共有やイベント協力(後援、助言、関係者の紹介、周知の協力)等の連携を図り、地域における ESD 活動を支援する。連携に当たり各拠点の活動状況についてオンライン等で確認する。地域 ESD 拠点の登録手続においては全国センターに対する情報提供等を行うとともに、近畿事務所に情報共有する。

達成目標	地域ESD拠点等との継続的な関係を構築・維持し、各拠点の活動状況及びニーズを把握するとともに、情報共有やイベント協力等を通じて、地域におけるESD活動の推進に資する。
------	---

実施概要	近畿管内の地域ESD拠点等に対し、定期的な連絡・情報共有を行い、各拠点の活動状況・課題及びニーズを継続的に把握する。その際、各拠点の地域特性や活動フェーズに応じた関わり方を心がける。 また、拠点が主催するイベントへの共催・後援・助言、関係者の紹介、広報・周知への協力等を行い、ESD活動の推進を支援する。あわせて、拠点間の情報共有や連携の促進に資する機会の創出に努める。新たな地域ESD拠点の登録手続に際しては、申請団体への相談対応を行うとともに、全国センターへの情報提供及び近畿事務所への情報共有を行う。連携の記録は継続的に蓄積し、近畿ESDセンターとしての知見として整理する。
------	---

IV. 業務実施スケジュール

以下に令和8年度の月次業務実施スケジュールを示す。各業務は相互に有機的に関連させ、効率的・効果的な実施を図る。



★仕様書 4(7)別紙 2 のうち、開催時期が不明の<B~F,I~K>は未記載、<A,D,G,H>は仮の時期として記載